

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には100分の195、12月に支給する場合には<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>

三田市議会議員報酬等に関する条例新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の195</u>、12月に支給する場合には<u>100分の200</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略 (期末手当)</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在において第2条に規定する議員報酬月額及び当該議員報酬月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合には<u>100分の190</u>、12月に支給する場合には<u>100分の205</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>3 省略</p>